

# 危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書

## 【 内容 】

危険物製造所等の位置、構造、設備の変更工事と変更工事部分以外を使用する場合の申請になります。

## 【 根拠法令 】

消防法第11条第1項及び第5項 危険物の規制に関する政令第7条  
危険物の規制に関する規則第5条の3

## 【 申請について 】

申請時

- ・申請書に記載された名称、住所、氏名等について確認します。
- ・添付書類の不足や記載内容等について審査します。

標準処理期間

- ・内容の審査には、「危険物規制事務等に係る申請に対する審査及び検査の標準的な処理期間」により2日から14日間(休日含まない)ほど日数がかかります。

## 【 提出部数 】

2部(その1部に受付印を押印して、許可書及び承認書又は不許可通知書及び不承認通知書とともに申請者に交付します。)

## 【 提出先 】 ※本申請は、すべて消防局予防課となります。

15時以降は手数料納付の関係により翌日以降の受付となる場合があります。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	平日8時45分 ~17時30分	